

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	岡山県瀬戸内市
計画の名称	太陽と海が織りなす成長ビジョンに向けたビルドアップ事業
計画期間	令和4年度～令和9年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

■ 瀬戸内市の紹介

瀬戸内市（以下「本市」という。）は、西端に一級河川吉井川が流れ、西部には平野部・東南部には瀬戸内海に面した丘陵地が広がる豊かな自然と歴史に彩られたまちである。恵まれた気候風土の下で育つ海と山の食材（オリーブ、葉物野菜、みかん、ぶどう等）、社会・歴史的な背景からなる文化を強みに観光地として発展してきた。しかし、山陽自動車道が通過して以降、ヒトの流れが途絶え産業も縮小し、地域課題が積み重なるようになってきた。2004年11月には、産業の縮小・地域課題の増加の流れを食い止めるべく、邑久町・長船町・牛窓町が合併し、瀬戸内市の名のもとに地域の活力・魅力の向上を目指すことになった。

■ 瀬戸内市の課題

3町合併を機に様々な施策を実施してきたが、地域の課題の中でも公共交通の利便性の低さと観光産業の伸びの限界は深刻で、本市の公益サービスを維持することの難しさは増すばかりである。本市の活力・魅力の向上に向けた打ち手を早期に講じなければ、これらの課題が更なる財政悪化・人口減を生み続け、いわゆる負のサイクルが循環し続けてしまう恐れがある<図No.1>。

<図No.1>



【参考】

- ・公共交通の利便性の低さ
例) 鉄道は市の北西部のみ通過、中南部/東部の公共バスは路線廃止が相次ぐ
- ・観光産業の伸びの限界
例) ホテル/宿泊施設の廃業が相次ぐ、観光客の減少傾向

■ 瀬戸内市の活力・魅力の向上に向けた脱炭素の活用

本市を再起させるための施策として、2012年より脱炭素への取組を開始した。本市が有する地域資産を活用し、新たな事業の誘致・資金獲得による財政の立て直しに取り組んできた。

2012年～

錦海塩田跡地を利用した**日本最大級の太陽光発電**（電力会社を誘致）を中心にした市民/民間による太陽光発電を推進してきた。この塩田跡地は、特殊な立地環境から高潮等による浸水被害が毎年のように発生しており、時には負の遺産と呼ばれることもあった。また、塩田跡地にはチュウヒやアッケシソウ等の希少動植物が生息しており、跡地を埋め立て舗装することができない環境となっていた。浸水被害を対策しつつ自然保護し、地域資産を有効活用する方法として、日本最大級の太陽光発電施設を整備する事業者に土地を貸し付け、経済×社会×環境の課題を同時解決する取組へと至った（FIT形式）。

- 経済：浸水を防ぐための排水ポンプの多額な維持管理費を補い、更に土地の貸付けによる利益を用いたまちづくりの実現
- 社会：浸水被害になりうる跡地周辺地域の防災を確保し、安全・安心の継続を実現
- 環境：跡地周辺地域に生息する希少動植物の生育に適した環境を保護し、自然と人の共生を実現

2016年～

公共施設の電力使用を最小化するための取組として、公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業（環境省）を活用し、既存送配電網を活用した電力融通スキーム及び空調設備の遠隔デマンド制御を開始した。本取組の成果として、導入前よりも**電力使用量の15%削減を実現**することができた。

■ ゼロカーボンシティ宣言

錦海塩田跡地を利用した発電実績から、発電効率の良い日射環境が瀬戸内市の強み（地域資源）だと認識することができた。また、公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業の実績からも、市として節電ノウハウを蓄積することができた。こういった取組を経て、市の再起へのきっかけは「（地域資源を最大限に活用した）太陽光を軸とした脱炭素」への取組であるとし、脱炭素を軸としたまちづくりを目指すことを決めた。2021年2月には、「2050年ゼロカーボンシティ宣言※」を掲げ、具体的な調査・計画の策定へと落とし込み、脱炭素への取組を加速させる。既に**地球温暖化対策関連調査検討業務は完了し、第2次瀬戸内市環境基本計画の改訂も実施した**（令和3年度3月31日改訂）。また、**地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）も予定（当初予算/中期財政組込み済）**しており、着実な脱炭素まちづくりに取り組む（1-(2)に記載）。

※2021年2月時点では2050年を目標にゼロカーボンシティ宣言を行ったが、後に2040年を目標に達成するロードマップへと改訂することを市内で合意した（詳細は「**■ 瀬戸内市脱炭素ロードマップ**」を参照）

■ 環境基本計画の改訂：『太陽と海が織りなす 成長ビジョン』

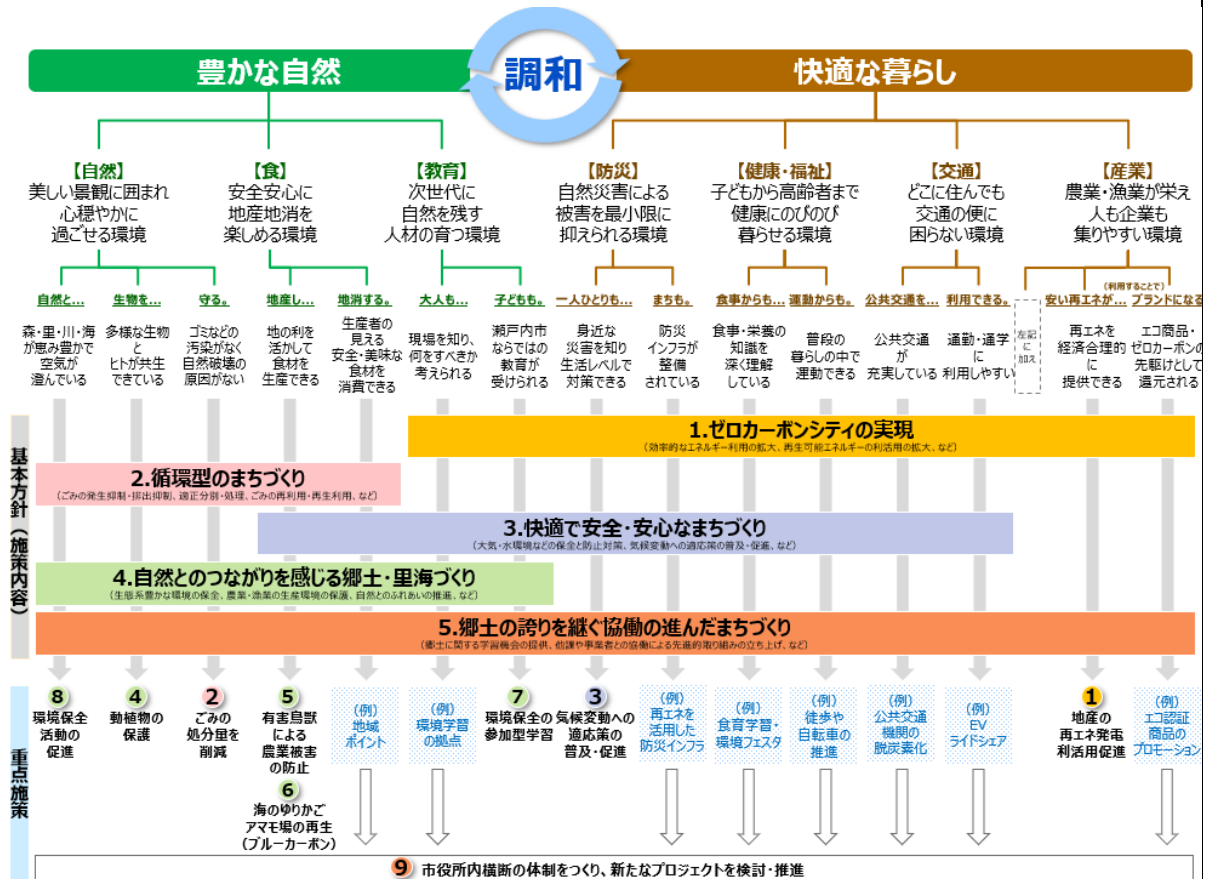
前述のゼロカーボンシティを受けて、平成29年に作成した環境基本計画を大幅に改訂した。これまでの市の脱炭素への取組の経験から、『豊かな自然を守り続けるだけでは、次世代に引き継ぐための持続可能な取組にはならない。』ことを実体験として学び、『豊かな自然を守りつつ、快適な暮らしと調和させ、経済への貢献や、社会課題の解決に繋げることで、人が集まり、経済が活性化する取組にしていきたい。』という思いから、目指す環境の将来像を以下のとおり掲げることにした。

～太陽と海が織りなす 成長ビジョン～

豊かな自然と快適な暮らしが調和するまち 瀬戸内市

また、市役所職員・市民が誇れるまちにしていけるためにも、市の環境・経済の持続可能な成長に重点を置くことを共通認識として、環境の将来像（豊かな自然と快適な暮らしが調和するまち 瀬戸内市）の達成したまちは、どのような姿か？についてワークショップを開催し、『太陽と海が織りなす 成長ビジョン』に必要なまちの要素・実現に向けた基本方針および重点施策を検討した。その結果、『1. ゼロカーボンシティの実現に向けた方針』も定め、脱炭素施策を加速させることを決定した。

〈図No.2〉『太陽と海が織りなす 成長ビジョン』

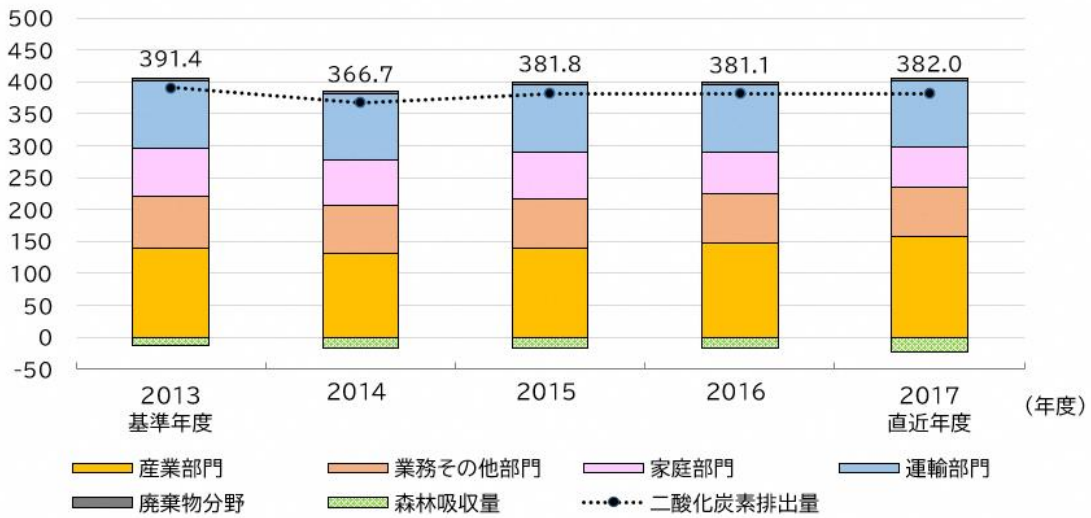


■ 二酸化炭素排出量

本市では、**合計 38.2 万 t** (2017 年/最新の統計情報) の二酸化炭素を排出しており、主に産業部門が多くを占め、運輸部門・業務その他部門と次いでいる〈図No.3〉。産業部門の主な排出源は、電子部品や食品等の製造業関連工場等が多くを占めており、既に大手需要家とは脱炭素に向けた取組の方針についての協議を開始している。また、運輸部門は先述の通り公共交通の利便性の低さから、市民の移動に伴う CO2 排出量が多くを占める。業務その他部門は観光産業が占め、家庭部門は 15,774 世帯の家庭内でのエネルギー使用が占める。

〈図No.3〉

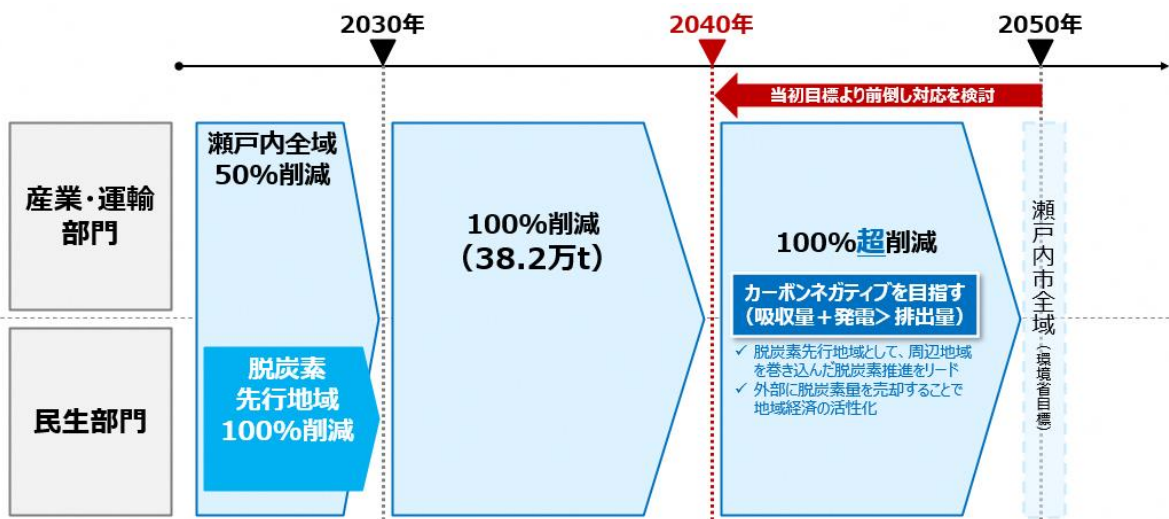
二酸化炭素排出量
(千t-CO₂)



■ 瀬戸内市脱炭素ロードマップ

本市は「ゼロカーボンシティ宣言」以降、庁内で協議を重ね、**2040年のゼロカーボン達成**及び**2050年全国ゼロカーボン化に向けた近隣地域/首都圏への支援**（非化石価値の販売等）を目標とすることを検討している〈図No.4〉。2040年以降は、近隣地域/首都圏への支援を経て獲得した資金を元手に、先述の地域課題の解決に向けた投資を加速させる。直近**2030年には二酸化炭素排出量の50%を削減**し、特に脱炭素先行地域（=改正温対法に基づく促進区域内の予定）における民生部門ネットゼロを実現する。そして、この度は本ロードマップの一步目として、脱炭素先行地域への応募（令和4年度秋口応募）の準備を兼ねて、重点対策加速化事業（以下「本事業」という。）に応募するに至った。

〈図No.4〉



■ 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業の位置づけ

2040年ゼロカーボンの実現に向けては、民生部門・産業部門・運輸部門におけるネットゼロを促進しつつ、地域課題の解決を併行して推進することで、市民・地元企業からの脱炭素施策への理解を引き出し、協力関係を築いていく（地域課題の解決を脱炭素の原動力にし、脱炭素の成功も地域課題の解決の原動力としていく）。本重点対策加速化事業は、**脱炭素先行地域の取組の準備段階**として位置づけ、瀬戸内市全域における**需要家の行動変容（主に太陽光発電設備の普及促進）・EV交通インフラの整備・再エネの地産地消の仕組みによる地域エネルギー経済の確立**に着手する。瀬戸内市全域のゼロカーボン化を急速に進めるためには、特定の地域（=脱炭素先行地域の対象エリア）だけでなく**市全体の脱炭素への機運を高め、包括的な取組として開始する必要がある**と考え、脱炭素先行地域に先行して重点対策加速化事業に取り組むに至った（図No.5）。

➤ **需要家の行動変容（主に太陽光発電設備の普及促進）**

脱炭素先行地域における民生部門（一般家庭・業務その他）への太陽光発電設備導入に取り組むとしても、他地域の脱炭素に関心の高い需要家への貢献も考慮した取組としてプロモーションしなければ、市全体の脱炭素機運を高めることはできない。まずは市全体の取組として開始し、脱炭素先行地域採択後に、注力地域として太陽光発電設備導入を加速させる。

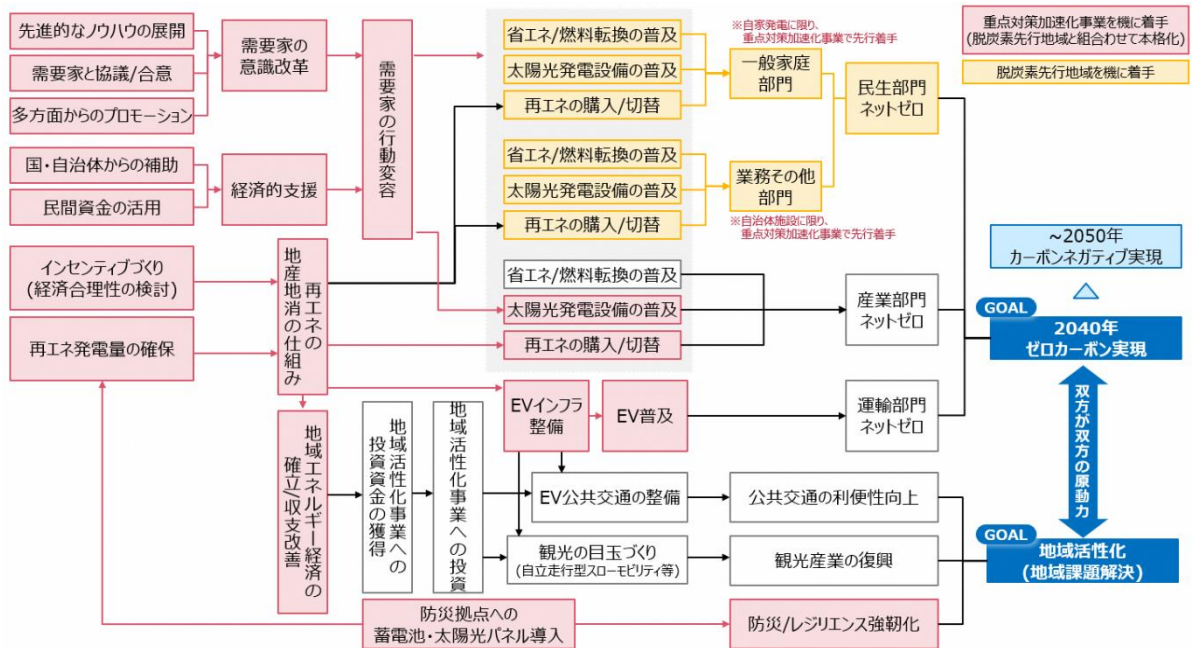
➤ **EV交通インフラの整備**

脱炭素先行地域でゼロカーボン・ドライブ事業に取り組むとしても、市全域にEV交通インフラ（EVスタンド等）がなければ電気自動車（EV及びPHV）は普及しない。まずは市全体の取組として開始し、脱炭素先行地域採択後に、注力地域として電気自動車（EV及びPHV）への切替や観光地位におけるスローモビリティの導入を加速させる。

➤ **再エネの地産地消の仕組みによる地域エネルギー経済の確立**

脱炭素先行地域の範囲内で地域エネルギー経済の地産地消を促進するとしても、多くの需要家/発電源を確保できる見込みを準備しなければ、事業主体（地域電力会社等）が事業を継続することはできない。まずは市全体の取組として開始し、脱炭素先行地域も見据えた事業の準備を開始する。

<図No.5>



(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

■ 瀬戸内市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

- 改定予定時期
改定年度：2023 年度末まで
- 計画期間
基準年度：2013 年度
計画期間：2019 年度～2023 年度（5 年間）
- 目標
2023 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度総排出量（13,701 t-CO₂）比
▲27.1%（▲3,717 t-CO₂）
- 取組概要
 1. オール瀬戸内による取組み
 - 1) 計画推進体制の整備
全職員の参加のもと、オール瀬戸内で第 3 次実行計画を推進するため、環境推進委員会及び環境推進員を中心とした計画推進体制を整備し、PDCA サイクルによる継続的な改善を図ることで取り組みを強化する。
 - 2) 職員の環境意識の向上
職員の目指すべき姿として、①学習する（環境に配慮した知識を身につける）、②行動する（学習したことを活かし実践に移す）、③共有する（環境配慮の視点を共有する）を掲げ、環境に配慮した意識の向上に繋げる。
 - 3) 環境に関する教育
 - ①研修
職員に地球温暖化対策に対する研修やシンポジウムなどへの参加を積極的に呼びかけるとともに、環境推進員を対象とした研修会等を実施し、最新の地球温暖化関連の情報や省エネ手法などについて、知識・ノウハウの共有を図る。
 - ②意識啓発の推進
全職員に対して、温室効果ガス排出量削減に資する省エネ等の取り組みをはじめとして、事務・事業全般において広く環境負荷の低減に向けた啓発を行い、環境マインドの向上を図る。
 2. 職員による省エネ行動の推進
 - 1) 公共施設での省エネの推進
公共施設において空調、照明、OA 機器等を使う際は、全職員が推進員の啓発指導にしたがって省エネを推進し、電気、灯油、A 重油、LPG 等のエネルギーの削減に努める。
 - 2) 公用車の使用の合理化
公用車の使用に関して、全職員が使用頻度を見直すとともに運転方法などの合理化を図り、ガソリン、軽油等の車輛燃料の削減に努める。
 3. 施設・設備の省エネ対策の推進
 - 1) 設備運用・施設管理の最適化
施設管理者は、設備機器の運用改善や保守・点検などを通じて最適な運用に努めるとともに、省エネに配慮した施設管理をする。
 - 2) 施設整備の推進
「瀬戸内市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、施設の新築や大規模修繕する際は、創エネ（分散型電源）・蓄エネ（蓄電池）・省エネ（エネルギーマネジメントシステムなど）を積極的に導入する。
 4. 温室効果ガス削減に向けた間接的な取り組み
 - 1) ごみ減量・リサイクルの推進

公共事業においては、リサイクル資材、建材等の積極的な利活用を図り、ライフサイクルの視点から環境負荷の低減に努める。また、日常の事務・事業の中では、職員一人ひとりが 3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の実践に努める。

2) 省資源・節水の推進

温室効果ガスの排出に間接的に関連している用紙・水の使用について、職員一人ひとりが環境配慮を実践し、環境負荷の低減に努める。

■ 瀬戸内市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

• 改定予定時期

改定年度：2022 年度

• 目標（予定）

1. 二酸化炭素排出量に関する目標

2040 年のゼロカーボン達成及び 2050 年全国ゼロカーボン化に向けた近隣地域/首都圏への支援（非化石価値の販売等）。

2. 再生可能エネルギー導入目標

太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入により

2030 年度：再エネ生産割合 50% （▲19.1 万 t-CO2）

2040 年度：再エネ生産割合 100% （▲38.2 万 t-CO2）

2050 年度：再エネ生産割合 150% （▲57.3 万 t-CO2）

• 取組概要（予定）

瀬戸内市全域における需要家の行動変容（主に太陽光発電設備の普及促進）・EV 交通インフラの整備・再エネの地産地消の仕組みによる地域エネルギー経済の確立を目指す。

2040 年ゼロカーボンの実現に向けては、民生部門・産業部門・運輸部門におけるネットゼロを促進しつつ、地域課題の解決を併行して推進しながら改正温対法に基づく促進区域を設定し、民生部門のネットゼロと運輸部門（自家用車の移動）のネットゼロに取り組むことを検討している。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画における本計画の位置づけ等)

瀬戸内市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で掲げる令和1年度～令和5年度の二酸化炭素排出量削減目標のうち、73.1%まで本事業をもって達成する計画としている。

瀬戸内市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和4年度に改訂を予定しており、環境省の掲げる脱炭素目標に準じ、2030年に再エネ生産割合を50%とする計画を策定する予定。2030年に向けた進捗状況についても調査するための委託料を当初予算に組み込んでいるため、本年度中に調査する（表No.1）。

<表No.1>

実行計画上の目標	進捗状況 (令和2年度)	本計画上の目標
瀬戸内市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 事業期間：令和1年度～5年度 ▲3,717 t-CO2/年 (▲27.1%)	▲2,616 t-CO2/年 ※進捗度：70.3%	事業期間：令和4年度～5年度 ▲102 t-CO2/年 ※進捗度：73.1% (*1)
瀬戸内市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 令和12年度(2030年度)： 再エネ生産割合50%(19.1万 t-CO2/年)	- (調査予定)	事業期間：令和4年度～9年度 ▲10,089 t-CO2/年 ※進捗貢献度：+5.2% (*2)

*1) 事務事業編に掲げる目標数値のうち、73.1%を達成する計画。残りの12.6%は令和3年度実績の集計および脱炭素先行地域範囲内の事務事業編対象施設にて達成する見込み

*2) 区域施策編の改訂時に市内の再エネ生産割合の現況を調査する予定。本事業を実施することで削減可能な二酸化炭素排出量による貢献度のみを記載した

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	10,089 トン-CO2 削減/年
②再生可能エネルギー導入目標	10,358kW
(内訳) ・太陽光発電設備	10,358kW
③その他地域課題の解決等の目標	A) 市税増加による地域課題解決に向けた投資余力の獲得目標：3,000万円/年 ※太陽光発電設備耐用年数17年間の平均 B) EV公共交通の整備・観光スローモビリティ・EV普及に向けた必要最低限のEVインフラの整備
④総事業費	3,948,278千円 (うち交付対象事業費 1,061,248千円)
⑤交付限度額	854,374千円
⑥交付金の費用効率性	5,016円/トン-CO2

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

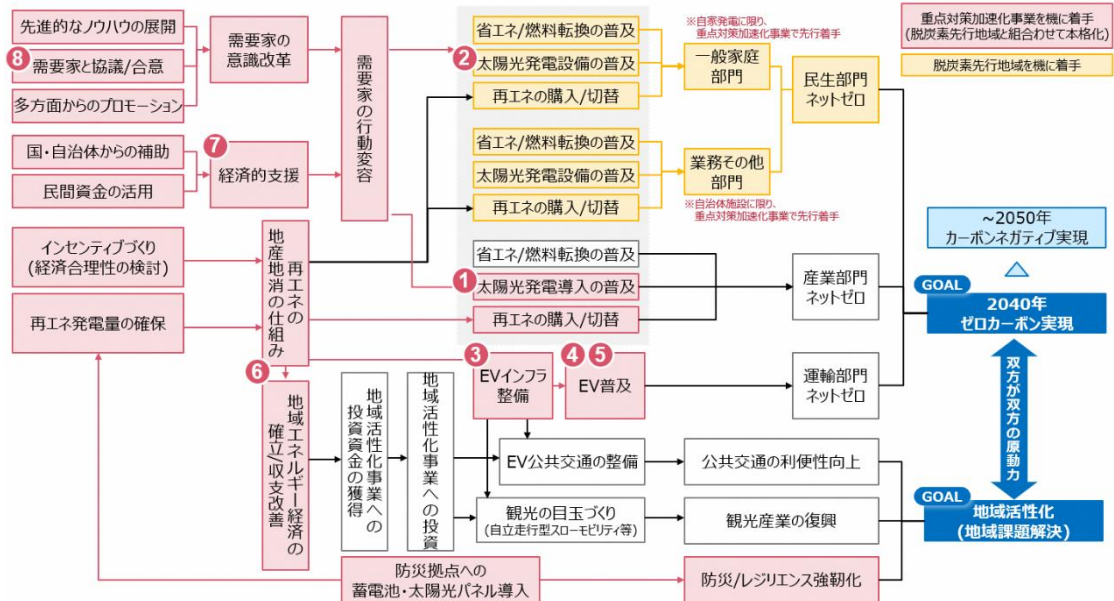
令和4年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	(1件、55kW)
令和5年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 個人向け太陽光発電設備の間接補助事業 個人向け蓄電池の間接補助事業	(2件、106kW) (100件、600kW) (10件)
令和6年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 民間事業者・個人向け太陽光発電設備の間接補助事業 個人向け蓄電池の間接補助事業	(1件、6kW) (105件、2,867kW) (10件)
令和7年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 民間事業者・個人向け太陽光発電設備の間接補助事業 個人向け蓄電池の間接補助事業	(1件、300kW) (105件、2,867kW) (10件)
令和8年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 民間事業者・個人向け太陽光発電設備の間接補助事業 個人向け蓄電池の間接補助事業	(1件、90kW) (105件、2,867kW) (10件)
令和9年度	個人向け太陽光発電設備の間接補助事業 個人向け蓄電池の間接補助事業	(100件、600kW) (10件)

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和5年度	公用車として車載型蓄電池EV・PHVの導入 公共施設へのEVスタンドの設置 EVカーシェアリング事業 個人向け車載型蓄電池EV・PHEVの間接補助事業 個人向けEVスタンド設備の間接補助事業	(4台) (2台) (4台) (20台) (10台)
令和6年度	公用車として車載型蓄電池EV・PHVの導入 公共施設へのEVスタンドの設置 民間事業者向けEVスタンド設備の間接補助事業 個人向け車載型蓄電池EV・PHEVの間接補助事業 個人向けEVスタンド設備の間接補助事業	(4台) (2台) (1台) (20台) (10台)
令和7年度	公用車として車載型蓄電池EV・PHVの導入 公共施設へのEVスタンドの設置 民間事業者向けEVスタンド設備の間接補助事業 個人向け車載型蓄電池EV・PHEVの間接補助事業 個人向けEVスタンド設備の間接補助事業	(4台) (1台) (1台) (20台) (10台)
令和8年度	公用車として車載型蓄電池EV・PHVの導入 公共施設へのEVスタンドの設置 民間事業者向けEVスタンド設備の間接補助事業 個人向け車載型蓄電池EV・PHEVの間接補助事業 個人向けEVスタンド設備の間接補助事業	(4台) (1台) (1台) (20台) (10台)
令和9年度	公用車として車載型蓄電池EV・PHVの導入 個人向け車載型蓄電池EV・PHEVの間接補助事業 個人向けEVスタンド設備の間接補助事業	(4台) (20台) (10台)

(3) 事業実施における創意工夫

主に、需要家に行動変容をもたらすための経済的支援や協議会の設置、およびEVカー普及に向けたインフラ整備に向けて創意工夫を記載する。



① ソーラーカーポート等の太陽光発電設備の導入

市内の有限な土地を最大限に活用するためにも、広大な駐車場を利用したソーラーカーポートや市内有数の大規模な倉庫屋根へのソーラーパネルの設置を検討している。また、一部のソーラーカーポート設置駐車場には、EVスタンドも併設することも検討している。本市には、駐車場数が不足しているとの声も上がっており、本取組以降に駐車場を新設する民間事業者に対しても同様の取組を横展開できるよう好事例としていきたい。

② 一般家庭への太陽光発電設備設置補助（協調補助）

本市には、太陽光発電設備を設置したくとも経済的な制約や家屋の劣化状況等の理由から、すぐに設置できない一般家庭も存在する。そのような一般家庭に対しても太陽光発電設備の導入を促し、脱炭素まちづくりに参加してもらえるような施策として、国の交付額に対し5割の上乗せ補助（協調補助）の実施を計画している。

【参考】本協調補助により対象を拡大したい一般家庭例

- ・耐震/耐重を目的としたリフォーム工事の伴う太陽光発電設備の設置
- ・非課税世帯への太陽光発電設備の設置
- ・他市/他県からの移住に伴う太陽光発電設備の設置

また、協調補助による補助金額は、岡山市内の他市と比べて高い補助率とし、脱炭素まちづくりに協力的な市民の移住促進や脱炭素まちづくりへの参画に向けた啓蒙を加速したい<表No.4>。

<表No.4>

	瀬戸内市	岡山市		倉敷市	井原市	新見市	備前市	早島町	西粟倉村
		新設	既設						
補助金額 (千円/kW)	105	20	30	20	30	25	経費の 1/2	20	80
上限金額	なし	100	150	80	120	100	200	80	320

③ 市内移動拠点への EV スタンドの整備

市民の利用する自家用車の EV 化を進めるためにも、市民の方が中～長時間滞在する施設を対象に、EV スタンドを設置し、EV への切り替えをしやすいインフラ環境を整備する。また、EV 化が進むことで市内の地元ガソリンスタンドが経営難になることを防ぐためにも、EV スタンド設置補助事業を開始することも検討している。

④ 再エネ電力を供給した EV を災害時等の非常用電源にも活用

本事業を通じて購入された EV については、災害時電源供給協定に加盟することを条件に補助するよう検討している。本市で発生した大型の災害実績としては、台風/大雨と高潮による洪水/浸水が挙げられる。大型停電の中で被災者の方が避難した際には、本協定に加盟した EV 所有者が電源供給し、被災者の連絡手段の確保や防寒対策を支援するなどの行動指針を示すことを検討している。

⑤ EV カーシェアリングの実施

主に市外からの観光客をターゲットに、EV カーシェアリングサービスの提供を検討している。前述の通り市北西部のみにしか公共交通機関(鉄道)が通過しておらず、市内観光に際しては市営バス(路線減)またはレンタカーを利用する他ない。よって、本市の主要駅である 邑久駅/長船駅周辺に計 4 台の EV カーシェアリングを計画している。

⑥ 地域電力会社による地域エネルギー経済(再エネの地産地消)の仕組み検討

本事業を通じて脱炭素を加速化するだけでなく、地域の課題解決に投資するための資金源の獲得も目指したいと考えている。特に、再生可能エネルギーの地産地消を通じて新たな地域エネルギーを軸にした地域経済循環の仕組みを構築したいと考えている。(詳細は「2. (5) 推進体制 ■ 地域エネルギー循環事業推進体制」を参照)

⑦ PPA モデル等による初期投資ゼロでの屋根等への太陽光発電設備の導入

市内の需要家が太陽光発電設備を設置するための経済的なハードルを低くするためにも、本事業補助金に加えて民間資金を活用した PPA 事業を検討している。需要家側の設備投資を最小限に抑えながら、地代(屋根代含む)を差し引いた再生可能エネルギー由来の電力を提供することで、需要家側のメリットを訴求し、太陽光発電設備導入数を増やしていく。

⑧ 需要家との協議/合意形成を図る仕組み

本事業を推進するためには、地域の様々な需要家との合意形成が必要であることから、地元企業・市民との協議を行う場として「脱炭素まちづくり協議会(仮称)」を設置する。太陽光発電設備設置個所の選定や再エネ由来の電力への切替促進に関する議論を中心に行うことを想定している。(詳細は「2. (5) 推進体制 ■ 市民・地元企業を巻き込んだ推進体制」を参照)

(4) 事業実施による波及効果**■ 本計画における実績をモデルに、脱炭素先行地域および脱炭素まちづくりを推進**

先述の通り、重点対策加速化事業は、脱炭素先行地域(令和 4 年度秋口応募予定)としての取組の準備段階として位置付けており、本事業での成果・反省を活かし、脱炭素先行地域での推進を加速させる。また、特に PPA 事業や需要家との合意形成を図るための協議会の設置等、庁内外の関係者を巻き込んだ推進体制については、本事業に軸足を置きながらも様々な脱炭素へ取組を推進する主体となることを想定している。

■ 本市本籍の発電事業者との連携による法人税/固定資産税収入の増加

本事業の推進体制として、発電事業を担う民間事業者との連携を検討している(詳細は、「2. (5) 推進体制 ■ 発電事業推進体制」を参照)。一般家庭への太陽光発電設備の導入だと、通常は市税の課税対象から外れることになるが、事業者と連携した PPA モデルによる事業推進とした場合には、事業者の収入を基にした法人税および事業者の所有する発電設備分(工事費含む)の固定資

産税が市の税収となる。法人税収入額は未定だが、**固定資産税は500万～3,050万円/年の税収**が見込めると想定され、地域課題を解決するための資金に充当できるものとする。

※2. (1) 本計画の目標（本計画の目標等）③その他地域課題の解決等の目標-A) に掲げる市税増加目標(平均)3,000万円に対して、本固定資産税(期間平均)が1,667万円/年を占める想定。

(計算例)

事業終了後10年目：①32億5812万円×②0.29453×1.4% = 約1,343万円

① 太陽光発電設備総事業費（設備費+工事費）

② 太陽光発電設備耐用年数17年（減価率0.127）とした場合の10年目の評価減損率

事業終了後4年目：①32億5812万円×③0.66534×1.4% = 約3,034万円

① 太陽光発電設備総事業費（設備費+工事費）

③ 太陽光発電設備耐用年数17年（減価率0.127）とした場合の4年目の評価減損率

(5) 推進体制

■ 地方自治体内部における推進体制：『生活環境課を中心とした部門横断型の連携体制』

本市においては、前述の通り第2次瀬戸内市環境基本計画（令和3年度3月改定）および地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を主導する生活環境課が責任部門となり、庁内の討議・事業推進をリードする。一方、本事業・脱炭素先行地域関連事業および2040年のゼロカーボン達成に向けては、全庁的な取組が必要と考える。そのため、生活環境課を主管とした部門横断型の拡大会議を設置し、スムーズな部門間の役割分担・情報連携・合意形成を図る（隔週または月1回の開催予定）。また、迅速な意思決定のもとで事業を推進していくためにも生活環境課内の定例ミーティングに市長・副市長・総務部長も出席する体制として既に運用を開始している〈表No.3/図No.6〉。

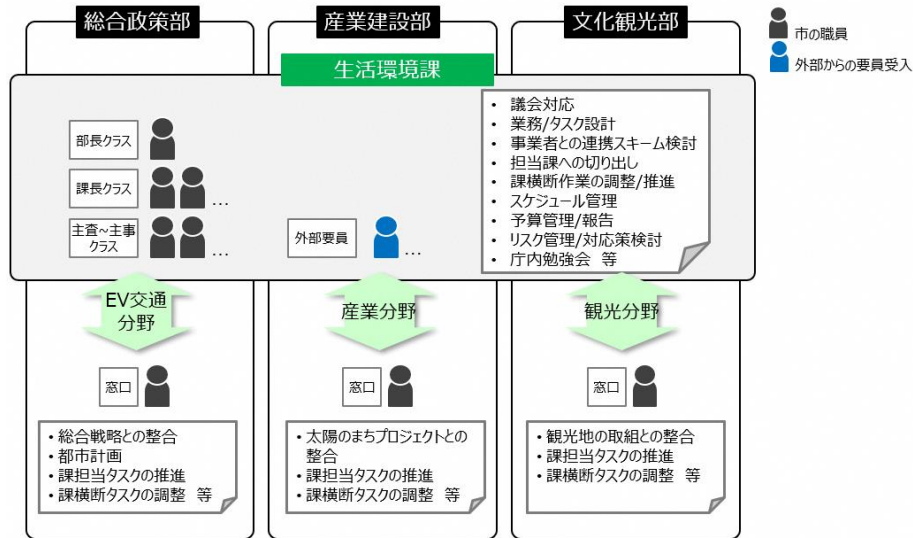
〈表No.3〉

会議体	目的	開催頻度	参加者
部門横断型拡大会議	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年ゼロカーボン達成（重点対策加速化事業/先行地域含む）に向けた施策の合意 ・事業推進に向けた部門連携/役割分担方針の相談/合意 	月1～2回	生活環境課（課長級以上）・総務部・総合政策部・文化観光部・産業建設部など
生活環境課定例ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年ゼロカーボン達成（重点対策加速化事業/先行地域含む）に向けた施策検討 ・事業推進/作業進捗の報告/連絡/相談 	毎週	生活環境課（担当全員）・市長・副市長・総務部長

【参考】各部の役割

- ・総務部：危機管理・財政・契約管財（公共施設管理等）に係る政策検討および実行
- ・総合政策部：公共交通分野・総合計画・土地利用計画の検討および実行
- ・文化観光部：市内観光地の振興に係る政策検討および実行
- ・産業建設部：農林水産業の振興・企業誘致・錦海塩田跡地活用事業に係る政策検討および実行

<図No.6>イメージ図

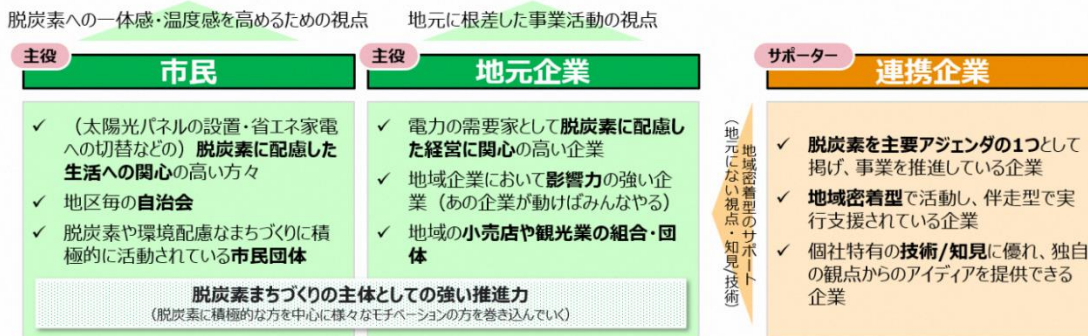


■ 市民・地元企業を巻き込んだ推進体制：『脱炭素まちづくり協議会（仮称）』

本市としては、2040年ゼロカーボン達成の主役は市民・地元企業にあると考える。特に、脱炭素への取組が地域課題を解決し、地域の経済循環を推進する原動力となるためには、市民・地元企業との合意形成のもとで地元根差した事業活動を推進していく必要がある。そのため、市民・地元企業・行政間での合意形成を図り、施策を具体的に検討していくための協議会『脱炭素まちづくり協議会（仮称）』を設置することを予定している。一方で、2040年ゼロカーボン達成に向けた事業は、大規模かつ高難易度の事業であることから、高度な専門的知見を有する市外の連携企業も募集し、地域主体の活動をサポートしていただく想定である<図No.7/No.8>。

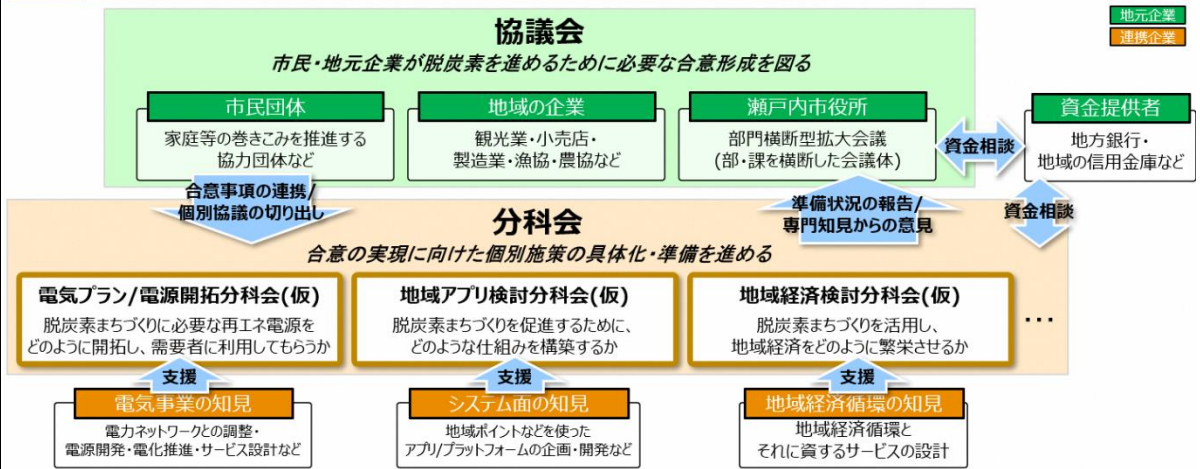
<図No.7>

脱炭素まちづくりに向けた取組の合意形成を図り、施策を具体化し、推進していくための体制



<図No.8>イメージ図

テーマ 脱炭素を活用しながら地域課題を解決し、まちづくりを進めていくのか



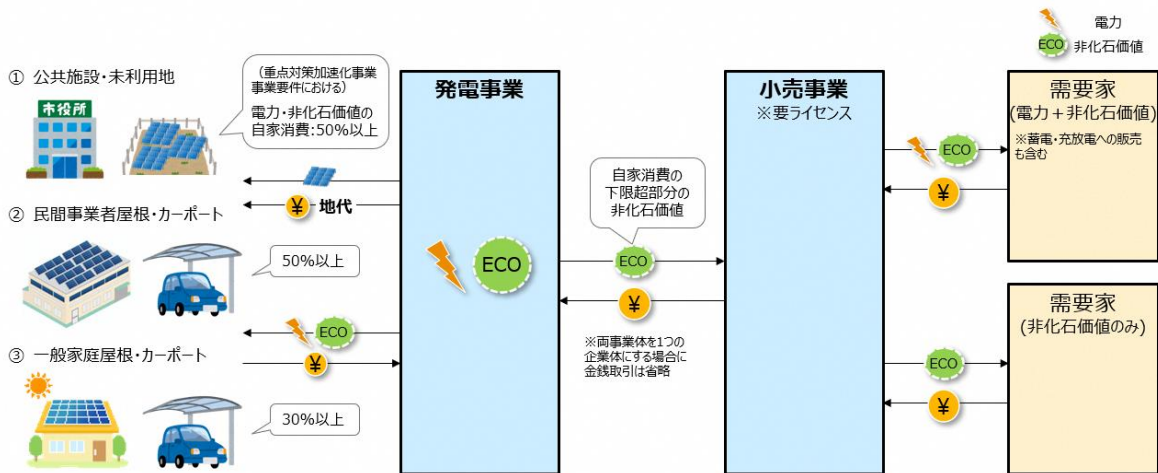
■ 発電事業推進体制：『地域発電事業会社（仮）』…（※）

太陽光発電を中心に検討している本市では、公共施設のみならず、民間事業者・一般家庭・就農者・課題地域等、様々な背景を持つ関係者を巻き込みながら発電源を確保していく必要がある。そのためには、様々な関係者の抱える複雑多岐に渡る課題/ニーズを紐解き、解決していくためのノウハウ・推進力が必要と考えており、本市ではそういった知見に優れた民間事業者と合同で太陽光発電所を開発・運営していく取組を検討している。また、本事業体は重点対策加速化事業における発電事業部分についての事業委託先としても検討しており、事業体としてオンサイト PPA 事業を展開することを期待している<図No.9>。

■ 地域エネルギー循環事業推進体制：『地域新電力会社（仮）』…（※）の発展形

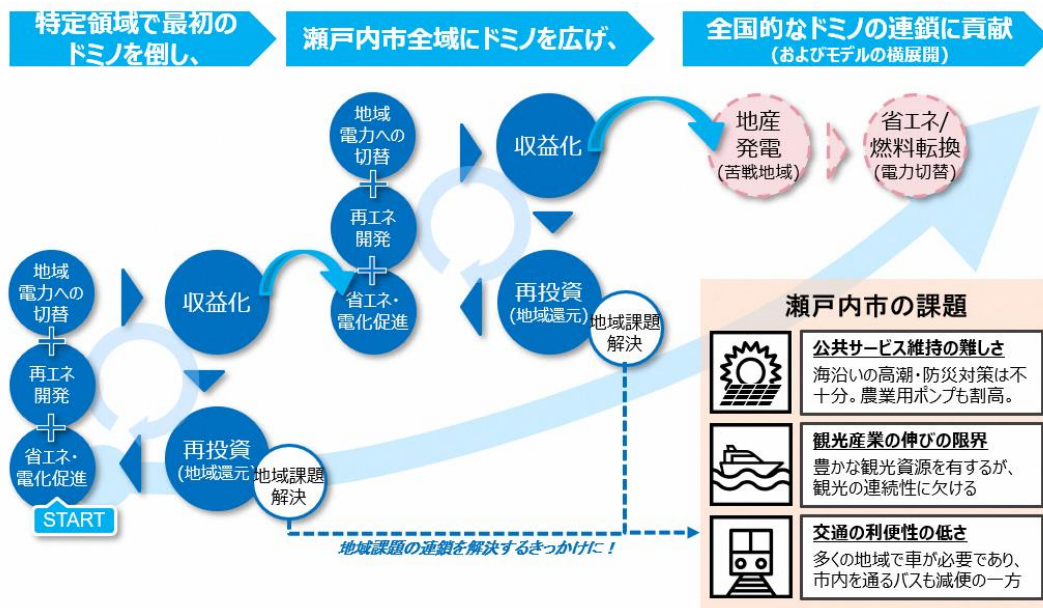
市内における地域経済を活性化させるために、脱炭素まちづくりを活用するという視点に立った時に、市内での再生可能エネルギーの地産地消の仕組みが必要と考える。そのためには、前述の『地域発電事業会社（仮）』による発電源の確保に加え、市内の需要家（民生部門/産業部門）に地産の再生可能エネルギーを利用してもらうための事業主体を検討していく<図No.11>。
※但し、本事業における取組は直近で市外への売電を開始するものではなく、市のカーボンネガティブを実現した上で近隣地域/首都圏への支援（非化石価値の販売等）を目指す<図No.10>。

<図No.11>



※③一般家庭屋根・カーポートについては、本事業体管轄外での対応も検討中

<図No.10>



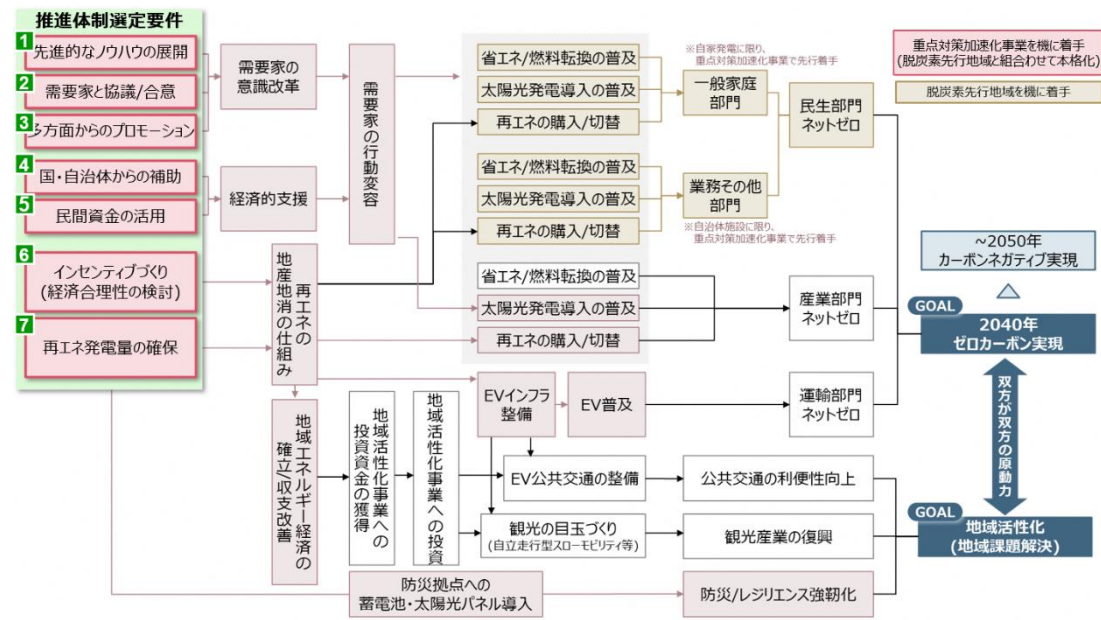
■ 推進体制の準備スケジュール

市民・地元企業・連携企業などを巻き込んだ推進体制『脱炭素まちづくり協議会（仮）』については、8-9月頃を目標に協議会を発足する。

【参考】推進体制選定要件

ゼロカーボンを実現するための一歩目の取組みとして考えている7つの施策<図No.11>を実行するためのノウハウ・知見を持つ方々に推進体制に参画いただけるよう調整していく予定。

<図No.11>



3. その他

(1) 財政力指数

令和2年度 瀬戸内市財政力指数 0.58

(2) 地域特例

該当なし